

公表依頼者各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

## 公表制度通信(第38号)

1. 平成28年11月18日付けで、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正があり、貨物等省令第6条第一号等について、一部改正がありました。

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/seirei/161118syourei\\_shinkyu.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/seirei/161118syourei_shinkyu.pdf)

今回の一部改正では、汎用集積回路については、緩和であること等から、リスト規制に該当する可能性は少ないと考えておりますが、専用集積回路を公表されている企業の方は、念のため、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

今回の貨物等省令の一部改正により、自主判定結果公表規約第12条に基づき、一括抹消を希望される場合は、**平成28年12月20日(火)までに**一括抹消の手続きを行うようにして下さい。

[http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo\\_tetuzuki.pdf](http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo_tetuzuki.pdf)

政省令改正による一括抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は、1型番につき、200円です。

### 2. その他

大変お手数ですが、**平成28年12月20日(火)までに**公表制度通信(第38号)の受け取りの確認と一括抹消の有無を送信先のメールアドレスまで、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点がございましたら、下記のサイトの下にある「お問い合わせ先」までご連絡下さい。

<http://www.cistec.or.jp/kohyo/index.html>